二、三三六の一、三三六の二、三三七の一、三三七の二、三四〇の一、三四〇の二、三四二の一から三四二の四まで、三四四の二、三四四の四から三四四の七まで、三六一から三七四まで、三七六の一、三七七から三八七まで、三八九、三九五から四一一の六、四一二、四三三、四三六、四四〇、四四七、字日谷内八五から九三まで、九四一、九五の一、九五の二、九六の一、九六の二、九七の一、九七の二、九八の一、九九の一、一〇〇から一一五まで、一一六の一、一一六の二、一一七、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の二、一一三、一一四の一、一一四の二、一一五から一一九まで、一三〇の一から一三〇の三まで、一三一から一三四まで、一三七の一から一三七の三まで、一三八、一三九の一、一三九の二、一四〇、一四二の一、一四二の二、一四三から一四七まで、一四九から一五六の一、一五六の二、一五八から一六六まで、一六六の一、一六六の二、一六七の一から一六七の六まで、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七一から一七七まで、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九二、一九五の二、一九六の一、一九七の一、一九八の一、一九九の一、二〇〇の一、二〇一の一、二〇一の二、二〇二、二〇八の一、二〇八の二、二〇九、二一〇の一、二一一の一、二一一の二、二一二から二一三まで、二一四から二一六まで、二一七の一、二一八の三、二一九の一、二三〇、二三二から二三八まで、南砺市大西字水上一の一、一の二、二の一から二の三まで、三、四、五の一から五の三まで、五の一、五、六の一から六の三まで、八の一から八の四まで、九、一〇の一から一〇の三まで、一一の一から一一の四まで、一三の一から一三の三まで、一四の一から一四の二まで、一五の一から一五の三まで、一六の一から一六の二まで、字丸山一七の一から一七の三まで、一八の一から一八の三まで、一九の一、一九の二、字胡麻堂一から六まで、七の一、八、九の一、九の二、一〇から一八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１３９６号

東京都千代田区九段北１丁目２番12号
債務者　株式会社コムトーク
代表者代表清算人　布川　　久
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　政尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前11時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号

京都市中京区西洞院通四条上ル蟷螂山町468番地の４
債務者　株式会社日芸企画
代表者代表取締役　中井　正知
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０１号

埼玉県坂戸市千代田１丁目１番35号
債務者　有限会社青山進学教室
代表者代表取締役　内竹　伸吉
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午前10時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号

大阪市西区九条南２丁目34番７―602、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江４丁目９番36―203号
債務者　有限会社ボンド
代表者取締役　岩谷　紀子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９号

横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―627号
債務者　株式会社サンレモ
代表者代表取締役　野地　　滋
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号

岡山市北区大内田65番地１、商業登記簿上の本店所在地岡山市北区大内田493番地
債務者　有限会社丸佐建設
代表者取締役　佐藤　茂樹
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５８号

北海道旭川市宮前通東4155番地の１ワタナベビル２階
債務者　株式会社丸広ほくしん
代表者代表取締役　廣長　邦秋
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
旭川地方裁判所民事部